



《消防団員訓練大会》

第33回甲府地区消防団員総合訓練大会が、中央市の消防学校で行われました。

本町の消防団も、『訓練礼式の部』、『小型ポンプ操法の部』、『ポンプ車操法の部』に出場しました。

今月は、防災訓練が行われます。各地区自治会の防災訓練に進んで参加しましょう！！

CONTENTS (おもな内容)

- 今年の防災訓練は8月26日(日)に実施します
- 昭和町教育長に後藤正比古氏が就任
- 役場業務直通番号のお知らせ
- 学童野球大会で昭和が優勝
- 消費生活相談窓口を開催いたします



今年の防災訓練は 8月26日（日）に実施します

防災訓練当日、防災行政無線及び区の放送施設から各種の情報を下記の時間に放送いたします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

①午前8時00分 東海地震注意情報→②午前9時00分 警戒宣言（45秒間のサイレンが2回）→③午前9時30分頃 地震発生（1分間のサイレンの吹鳴）^{すいめい} →④地震発生後 各地区避難誘導放送

東海地震はいつ発生しても不思議ではありません！！

私たちの住んでいる昭和町は、東海地震の『地震防災対策強化地域』に指定され、東海地震が発生すると、震度6弱以上になると想定されています。

**震度6弱…立っている事が困難。タイルや窓ガラスが破損・落下する。
耐震性の低い木造住宅は倒壊するものがある。**

いざ、大規模地震が発生した時、私たちの生活はどうなると思いますか？あなたのご家族は、みんな近くにいますか？近くにいない場合連絡を取れますか？我が家の状況はどうでしょうか？ライフライン（電気・水道・ガスなど）は使えません。食糧やトイレはどうしますか？非常持ち出し品の準備はしてありますか？

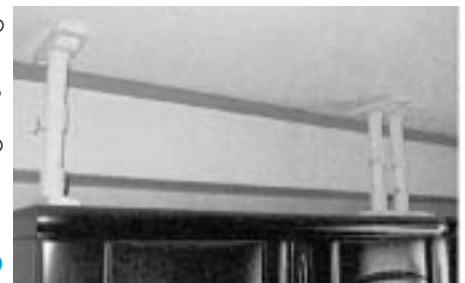
地震が起きてからでは、遅すぎます。防災の日を前に、ご家族でちょっとした時間でもいいですから、「地震」「防災」「我が家の備え」について話し合ってみてはいかがでしょうか。

◎家庭での備え

1 住宅の耐震化はしてありますか？家の中の安全対策はしてありますか？

阪神・淡路大震災では、8割以上の方が古い木造住宅の倒壊や家具の転倒により下敷きとなり、圧死・窒息死等で亡くなりました。

寝室や子ども・高齢者がいる部屋に家具が置いてある方はなるべく置かない様にするか、転倒防止器具を取り付けましょう。



2 非常持ち出し品は準備してありますか？

最低でも約3日分の水と食糧が必要とされています。また、乳幼児や高齢者向けの食糧も必要に応じて用意してください。その他、日用品の必需品については、以前お配りした「防災ガイドブック」（平成18年4月全戸配付）に掲載されていますので、参考にしてください。



3 家族の連絡方法や集合場所は確認してありますか？



仕事や学校、外出中に地震が発生したとき、どの様にしてご家族と連絡を取り合いますか？災害伝言ダイヤルの利用や公衆電話のために10円玉など小銭を持ち歩くなど、ご家族で確認しておいてください。また、はぐれしまった際の集合場所も決めておいてください。

《伝言ダイヤル 171 の利用方法》

【録音時】 ☎ 171 - 1 - 055 - △△△ - □□□□ … 録音

➡ 被災地内のNTTの自宅電話番号

【再生時】 ☎ 171 - 2 - 055 - △△△ - □□□□ … 再生

自主防災会の活動に積極的に参加しよう！！

大災害が発生した時、交通網の寸断や同時多発火災等により、消防や警察などの防災機関が対応出来ない可能性があります。



そこで、各地区に組織されている**自主防災会の活動**が重要となります。自主防災会とは**地域の人々が自発的に防災活動を行う組織**です。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という心構えで、積極的に自主防災会の活動に参加し、身近なところから犠牲者を出さないように、地域防災力を高めましょう。



日頃から自主防災会（地域）で準備すること

①みんなで役割分担を確認

各自の役割を確認し、いざという時に組織の力を発揮出来る様にしましょう。

②防災資機材の整備

災害発生時に必要な資機材（救助用・初期消火用など）を準備し、日頃から点検や訓練をしましょう。

③災害時要援護者への協力・支援

高齢者や子ども、障害者、傷病者、妊婦、外国人などの手助けが必要な方たちに対する情報伝達や避難誘導などの方法を決めておきましょう。

④防災マップの作成

防災マップを作成する事により、地域の危険箇所や問題点などを確認しておきましょう。



各区防災訓練実施場所

地区名	訓練場所	備考
紙漣阿原区	公会堂	
築地新居区	公会堂	
飯喰区	集落センター	熊野神社
河西区	諏訪神社	
上河東区	公会堂	
上河東二区	集会所前広場	

地区名	訓練場所	備考
西条一区	公会堂	若宮神社
西条二区	第1公会堂	義清神社
清水新居区	ふれあい広場	
西条新田区	公会堂	
押越区	公会堂ほか	
河東中島	公会堂	熊野神社

昭和町教育長に 後藤正比古氏が就任

就任のごあいさつ
教育長 後藤正比古



私こと、このたびの6月定例町議会におきまして議会のご同意をいただく中で、角野町長から教育委員として任命され、町教育委員会への任命をいただき7月1日教育長に就任いたしました。

様々な教育問題が山積する中、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

もとより浅学非才の私ではございますがこれまでの行政経験を生かし教育行政推進のために精一杯努力して参る所存であります。

現在、本町では、西条小学校の増改築工事、町民体育館

(押原中学校体育館)の建て替え工事など教育施設の整備を行っております。また、押原教育から受け継がれている「安全・健康・学力・信頼・参加」の精神を基本理念とした昭和教育の実践に努めて参りたいと考えております。

近年、学校を取り巻く生活環境は、かならずしも安全な状況とは言えません。児童生徒が、安全で安心して学べる学校施設や通学路などの防犯に対する環境の整備を行うとともに、PTAや地域のみならず、協力を得る中でのパートナーの強化など、見守り機能の充実に力を注いで参りたいと思っております。

また、町民のみならず学習意欲の高まりの中、生涯学習拠点の整備充実を図るとともに、文化やスポーツの振興に努めて参りたいと考えております。

今後とも、町民のみならずのご支援とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

町固定資産評価審査 委員を紹介します



杉浦 精さん
(西条新田)

昭和町固定資産評価審査委員が1名任期満了となりましてので、6月定例町議会で選任されました。

任期は平成19年7月1日から3年間です。

人役 事場 異職 動員

7月1日付 ()内は前所属
【課長 配置換え】

企画行政課

向山 晃 (下水道課)

区画整理課

田中 邦彦 (都市計画課)

都市整備課

小林 耐三 (環境衛生課)

環境経済課

雨宮 章人 (学校給食センター)

下水道課

内藤 芳男 (町立温水プール)

【係長 昇任】

総務係兼学校教育係

向山 初子 (税務課)

情報広報係

今村 圭一 (いきいき健康課)

都市整備係

望月 幸彦 (下水道課)

【係長 兼務】

町民窓口課国民健康保険・国民年金係

依田 いつみ (国民健康保険係)

【係長 配置換え】

学校給食センター所長

佐久間喜美江 (町民窓口課)

町民窓口課町民係

山本 登美江 (学校教育課)

学校教育課学校施設係

長田 信夫 (都市計画課)

建設課建設係

今沢 幸広 (学校教育課)

環境経済課農政振興係

深川 和彦 (税務課)

福祉課児童家庭係

秋山 高一郎 (環境衛生課)

区画整理課区画整理係

秋山 隆 (産業課)

いきいき健康課介護保険係

戸倉 由紀 (児童家庭係)

町立温水プール所長

佐久間 紀彦 (都市計画課)

生涯学習課生涯スポーツ係

小宮山 毅 (産業課)

町立図書館館長

飯室 美恵子 (企画行政課)

環境経済課環境衛生係

内海 博之 (生涯学習課)

税務課資産税係

望月 知巳 (福祉介護課)

【副主査 配置換え】

福祉課

山本 育子 (町民窓口課)

下水道課

清水 文彦 (総務課)

出納室

野中 由美 (福祉介護課)

税務課

今村 敦美 (町民窓口課)

【主任 配置換え】

福祉課

伊藤 潤 (町立図書館)

町民窓口課

望月 明子 (企画行政課)

【主事 配置換え】

総務課

河田 浩和 (いきいき健康課)

税務課

根津 真吾 (町民窓口課)

【主事補 配置換え】

議会事務局

佐藤 真由美 (町民窓口課)

【配置換え】

生涯学習課

藤原 あすか (総務課)

役場業務直通番号のお知らせ

役場電話設備がダイヤルイン化（直通電話番号）となり、**8月1日から各課直通電話を設置いたします**のでお知らせいたします。

これにより各課へ**直接通話**が可能となります。各課直通電話番号の詳細は以下のとおりです。

☎ 昭和町役場直通電話番号（ダイヤルイン）一覧表

課名	係名	直通電話番号	配置	課名	係名	直通電話番号	配置
出納室	■出納係	☎ 275-8532	庁舎 1階	建設課	■管理係 ■建設係	☎ 275-8412	庁舎 2階
総務課	■総務係 ■財政係	☎ 275-8153		都市整備課	■都市整備係	☎ 275-8413	
企画行政課	■企画係 ■行政係 ■情報広報係	☎ 275-8154		議会事務局		☎ 275-8842	
町民窓口課	■町民係 ■国民健康保険・ 国民年金係	☎ 275-8264		福祉課	■長寿社会係 ■障害福祉係 ■児童家庭係	☎ 275-8784	総合 会館
税務課	■住民税係 ■資産税係 ■徴収係	☎ 275-8265		いきいき健康課	■健康増進係 ■介護保険係	☎ 275-8785	
区画整理課	■区画整理係	☎ 275-8918		社会福祉協議会		☎ 275-0640	
政策法制課	■政策係 ■法制係	☎ 275-8843		ファミリーサポートしょうわ		☎ 275-8115	
環境経済課	■環境衛生係 ■公園管理係 ■農政振興係	☎ 275-8355	地域包括支援センター		☎ 275-4815		
下水道課	■管理係 ■工務係	☎ 275-8356	学校教育課	■総務係兼学 校教育係 ■学校施設係	☎ 275-8631	町中 央公 民館	
			生涯学習課	■生涯学習係 ■生涯スポーツ係	☎ 275-8641		
			学校給食センター		☎ 275-5306		
				図書館	☎ 275-7860		
				温水プール	☎ 275-9811		

平成19年度第一四半期入札結果

契約No.	工種	工事名	工事場所	業者名	契約金額 (円)	工期 (開始)	工期 (終了)	入札日
1	土木工事	昭和町立西条小学校外構工事 (1期)	西条	㈱エリゼ建設	12,988,500	H19.5.23	H19. 8.20	H19.5.21
2	土木工事	町道31号線改良に伴う 解体工事	押越	㈱田中重建	2,000,000	H19.5.23	H19. 7.20	H19.5.21
3	建築工事 設計業務	昭和町地域交流センター 実施設計業務委託	押越	㈱春日設計	11,349,450	H19. 6. 8	H19.10.31	H19. 6. 6
4	電気工事	押原中学校グラウンド 照明安定器及びスイッチ ボックス交換工事	押越	深沢電気工業(有)	6,700,000	H19. 6. 8	H19. 7. 6	H19. 6. 6
5	土木工事	昭和町立押原中学校外構工事	押越	㈱望月組土木	40,845,000	H19. 6. 8	H19.10.12	H19. 6. 6
7	解体工事	昭和町立町民体育館解体工事	押越	井口工業(株)	81,480,000	H19.6.18	H19.10.12	H19. 6. 6

* 入札及び契約の過程に関する事項等については、役場総務課入札担当まで (☎ 275-8153)

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは、
役場いきいき健康課 健康増進係 (☎ 275-8785)

乳

児健康診査

実施日	該当児	受付時間
8月29日 (水)	平成18年10月生まれ	午後1時～1時15分
	平成19年4月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実 施 日 8月3日(金)
受 付 時 間 午前9時10分～9時20分
場 所 総合会館
該 当 児 平成19年5月生まれのお子さん
持 ち 物 母子手帳・筆記用具・バスタオル
*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1

歳6ヵ月児健康診査

実 施 日 8月22日(水)
受 付 時 間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成17年12月～平成18年1月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん
持 ち 物 母子手帳・1歳6ヵ月児健康質問票・印鑑・健康保険証
*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母

と子のすくすく相談室

日 時 8月20日(月) 午前10時～11時30分
(会場) (総合会館)
8月30日(木) 午前10時～11時30分
(町立児童センター「ゆめてらす」)
対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
*保健師が相談をお受けします。
*総合会館で実施する日には、栄養士が食事やおやつについてのご相談をお受けします。
*身体計測は必要な児童(急に食べなくなった、体重等の経過観察の方等)のみとさせていただきます。

母

子手帳交付及び一般健康相談

日 時 8月2日(木) 午前9時00分～11時30分
8月15日(水) 午後1時30分～4時00分
8月27日(月) 午前9時00分～11時30分

場 所 総合会館
*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*一般健康相談で血圧測定や栄養相談、尿検査などを通して、日頃の健康づくりを確認してみませんか。
*子宮がん検診のお申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。対象者は町内の20歳以上の女性です。

ゆ

うゆう子育て広場

実 施 日 8月28日(火)
該 当 者 平成18年12月～平成19年1月生まれのお子さん
*詳しくは、個別通知でお知らせいたします。

特

特定不妊治療費助成のお知らせ

・町では、平成19年7月から保険外対象である特定不妊治療費の一部助成を行います。
・助成の対象は体外受精または顕微受精です。
対象者 1年以上本町に居住している方で、本町に居住後特定不妊治療を始めた方。
助成額 年度当り10万円を限度に3年間助成
その他 必要書類を添えての申請が必要になりますので、役場いきいき健康課にご連絡ください。

総

合健診結果報告会のお知らせ

報告会の会場は、全日程とも、総合会館になります。
昨年同様、精密検査が必要な方への通知はいたしませんので、必ず報告会にて結果表を取りにおいでください。

☆30～64歳の方

	午前9時～11時30分受付	午後1時～3時30分受付
8月6日(月)	西条一区・清水新居	西条二区
8日(水)	西条新田・上河東二区	押越・築地新居
10日(金)	河東中島・紙漉阿原・飯喰	河西・上河東

☆65歳以上の方…

	午前9時～11時30分受付	午後1時～3時30分受付
8月7日(火)	西条一区・西条二区	西条新田・押越・河東中島
9日(木)	清水新居・紙漉阿原・築地新居	飯喰・河西・上河東・上河東二区

*受診日に関係なく、上記の地区の日においでください。ただし、地区の日に来られない場合は、都合のつく日でもかまいません。
*65歳以上の方で健診の結果、必要な方には運動機能の測定(握力測定・開眼片足立ち等)を行いますので、ご本人がおいでください。

乳幼児医療費助成金担当からお知らせ

対象乳幼児

- ◆ 0歳から5歳未満の乳幼児 ◆ …………… **通院**
 - * 5歳の誕生日の前日の月までが対象です。
 - * 1日生まれのお子さんは前月末日までが対象です。
- ◆ 0歳から小学校入学前まで ◆ …………… **入院**
 - * 未就学児
 - * 6歳の誕生日以後の3月診療分までが対象です。

請求方法は2通りです

①医療機関での証明

- ・月ごとに医療機関で証明をしてもらう。

②領収書の貼付

- ・領収書は月ごと、医療機関ごとにひとつにまとめて貼付してください。(のり付けをお願いします。ホチキス止め厳禁)
- ・使用できる領収書は最低でも受診日、受診者名、診療点数の記載のあるものに限りします。

* 間違っして提出された請求書は返送しますので間違いのないようお願いします。

問 合 せ 役場町民窓口課 乳幼児医療担当 (☎ 275-8264)

子育て支援医療費助成金制度に変わります

10月1日から乳幼児医療費助成金制度に変わり、子育て支援医療費助成金制度が始まります。

それに伴い、通院、入院ともに12歳に到達した年度の末日(3月31日)の診療分までが助成対象となります。



南甲府警察署通信

多発する不審者・声掛け事案に注意

南甲府警察署管内では、中央市及び昭和町内を中心に6月末までに12件の不審者の出没及び・声掛け事案等が発生しています。

最近の特徴として、特に

- 下半身を露出する行為
- 女性を待ち伏せ、背後からつけてきて身体を触ったり、声を掛ける行為等が目立ちます。

被害者の多くは女性ですが、帰宅途中の小・中・高校生を狙った犯行が多く、午後4時頃から午後8時頃までの時間帯に多発しています。

これら不審者等や公然わいせつ、迷惑防止条例違反者を検挙するためには、被害者の協力が必要不可欠です。

今後、不審者・声掛け事案等に遭遇した時は、

- 年齢、身長、体格、服装、頭髪、輪郭、眼鏡の着用等
- 乗り物の特徴(塗色、ナンバー、乗り物の種別などを覚え、すぐに「警察署」、「交番・駐在所」へ通報してください。

こうした被害を未然に防止するためには、地域全体で子どもの安全を守って行く必要があります。

問合せ

南甲府警察署生活安全係 (☎243-0110)

地域環境観察「富士山溶岩流観察」参加者募集

富士山とその周辺の溶岩流の観察会に参加してみませんか。

日 時 8月25日(土)午前8時30分～午後4時30分 集合場所 山梨県環境科学研究所

対 象 県内の小学生から成人(ハイキングに耐えられる体力のある方)*高校生以下は保護者同伴

参加費 無料(傷害保険料100円のみ自己負担)

服装・持ち物

山歩きのできる服装(防寒着もあるとよい)・トレッキングシューズ(歩きやすい靴)・弁当・水筒・雨具(合羽)は必ず持参してください。必要に応じて、軍手・帽子・双眼鏡・シート等

定 員 50名 応募方法 電話または来所にて申込み(氏名・住所・電話番号)

応募期間 7月25日(水)午前9時～(定員になり次第締切らせていただきます)

問 合 せ 環境科学研究所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1

(☎0555-72-6203) e-mail kyouiku@yies.pref.yamanashi.jp URL http://www.yies.pref.yamanashi.jp/

8月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 19年 2007
はつき 葉月 AUG

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>ゴミは持ち帰りましょう! 公園などを利用した後は、ジュースの空き缶、弁当の空き箱、ビニール袋など、自分のゴミは持ち帰るようにしましょう。 公園などの公共施設はいつも清潔で美しく、誰もが気軽にこれるような環境でなければなりません。ルールとマナーを守り、みんなで快適に使いましょう。</p>			1 赤 *町長と語らいのとき *心配ごと相談	2 先 *チャレンジランキング大会(総合会館2階) *児童館・児童センター休館	3 友 引	4 先 負 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館 *おはなし会(図書館午前11時)
5 仏 滅 *役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター休館	6 大 安 *温水プール・図書館・総合体育館休館	7 赤 白	8 先 勝 *心配ごと相談	9 友 引	10 先 負	11 仏 滅 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館 *アニメ映画会(図書館午後2時) *定例結婚相談
12 大 安 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館	13 先 勝 *児童館・児童センター・図書館・温水プール・総合体育館休館	14 友 引	15 先 負 *行政相談 *心配ごと相談	16 仏 滅 *おはなし会(図書館午前11時)	17 大 安	18 赤 白 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館
19 先 勝 *役場閉庁 *総合会館温泉・児童館・児童センター休館	20 友 引 *温水プール・図書館・総合体育館休館 *ポカシつくり会(総合会館裏午後1時~)	21 先 負	22 仏 滅 *心配ごと相談	23 大 安 *夏だ!祭りだ!! ふれあいランチ	24 赤 白	25 先 勝 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館 *アニメ映画会(図書館午後2時) *定例結婚相談
26 友 引 *役場閉庁 *児童館・児童センター休館	27 先 負 *総合会館温泉・温水プール・図書館・総合体育館休館	28 仏 滅	29 大 安 *心配ごと相談	30 赤 白 *図書館休館	31 先 勝	

8月のゴミ収集日	地区	全 地 区 (西条地区・押原地区・常永地区)		
	ゴミの区分			
	もえるゴミ (毎週月・木曜日)	2日・6日・9日・13日・16日・ 20日・23日・27日・30日		
	もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・2・3水曜日(1日・8日・15日)		
	粗大ゴミ	第4水曜日(22日) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区	押原地区	常永地区	
	第1水曜日(1日) 第2水曜日(8日) 第3水曜日(15日)			
	◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。			

*もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
*必ず**町指定の収集袋**を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
*収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
*収集日の当日午前8時30分までに出示してください。
*燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
*引越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境経済課へご相談ください。
環境経済課 (☎ 275-8355)



住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。
予算残額は9,276千円【6月25日現在】 問 役場環境経済課 (☎ 275-8355)

学童野球県大会で昭和が優勝



で加納岩（山梨市）に快勝し、初優勝いたしました。

優勝した昭和は、8月4日から茨城県で開催される、全国大会へ出場します。

角野町長に優勝報告▶

第27回全日本学童軟式野球山梨県大会において、本町のスポーツ少年団が優勝いたしました。

決勝戦は、6月24日（日）に緑が丘球場で行われ13-6（六回コールド）



春の球技大会上位の結果（後半）



卓球 個人総合チャンピオン男性 米倉 克也さん（河東中島）
女性 佐野小夜子さん（築地新居）

卓球

優勝 西条一区
準優勝 河西
第3位 押越
西条新田

ママさんバレーボール

優勝 西条二区
準優勝 上河東二区
第3位 河西
上河東



野球

優勝 河西
準優勝 築地新居
第3位 西条新田
飯喰



カーブミラー清掃を行いました

今年も、交通安全協会昭和支部（海野経廣支部長）は、交差点での交通事故削減を目的に、ボランティアで町内のカーブミラー清掃を行いました。

今、子どもたちは夏休み中です、子どもを見かけたらドライバーの方は、『優しい運転』を心がけてください。



◆町長と語らいのとき

日時 8月1日（水）
午後1時30分～4時
場所 町長室

*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
(☎ 275-8153)

◆町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページから、お寄せください。

◆心配ごと相談

日時 8月1日・8日・15日
・22日・29日の水曜日
午後1時30分～3時30分
場所 社会福祉協議会

*あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。
(☎ 275-0640)

◆行政相談

日時 8月15日（水）
午後1時～3時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
お問合せは役場企画行政課まで (☎ 275-8154)

◆教育相談

日時 随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前9時～午後4時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
問合せは、カウンセラーまで (☎ 275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所 町総合会館2階相談室

*直接会場へおこしください。
お問合せは、社会福祉協議会事務局まで (☎ 275-1881)
*なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談

*精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、甲府保健所まで
(☎ 237-1437)

お知らせ

◆ボカシつくり会

日時 8月20日（月）
場所 町総合会館裏
時間 午後1時～

*不用犬・猫のお問合せは役場環境経済課まで
(☎ 275-8355)

国保

だより

No. 39



国保被保険者 加入世帯 3,054 世帯 被保険者 6,124 人 平成 19 年 6 月末現在

8月には国民健康保険税の本算定月です

8月には、国民健康保険税の本算定が行われ、平成 19 年度の保険税額が決定します。保険税は、医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。税額は下記の ■ に税率等をあてはめて、計算してください。

納税通知書とともに送付されます、『平成 19 年度国民健康保険税率のお知らせ』を参照してください。

みなさんから納めていただく保険税は、国からの補助金等と合わせて国民健康保険加入者の医療費や老人保健拠出金などに使われますが、医療費の増加とともに、保険税の負担も増えてまいります。医療費は、大切に使いましょう。また、保険税は国民健康保険制度を運営していくうえで、とても重要な財源ですので、必ず納期限内に納めましょう。

△保険税の額は次ぎのように決められます

保険税の額は、年度ごとに各世帯で、次の計算式により決められます。なお、40 歳～ 64 歳の方は、医療保険分と介護保険分を合計した金額が国民健康保険の税額となります。(限度額 医療保険分 56 万円 介護保険分 9 万円)

1 医療保険分

①所得割額…所得に応じて計算

$$\left(\text{総所得金額} \text{円} - \text{保険税基礎控除 } 330,000 \text{円} \right) \times \text{税率} \% = \text{円}$$

②資産割額…資産に応じて計算

$$\text{固定資産税額} \text{円} \times \text{税率} \% = \text{円}$$

③均等割額…加入者数に応じて計算

$$\text{国保加入者数} \text{人} \times \text{1人あたりの金額} \text{円} = \text{円}$$

④平均額割…一世帯当たりの金額

$$\text{1世帯当たりの金額} \text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \text{1年間の医療保険分の税額} \text{円}$$

2 介護保険分【40 歳～ 64 歳の方】

上記①, ②, ③, ④の計算式と同じですが、「税率・1人あたりの金額・一世帯当たりの金額」が異なります。(同じ世帯の 40 歳～ 64 歳の方以外の所得や人数などは、介護保険分の計算に含めません)

平成 20 年度から国民健康保険と老人保健が変わります

平成 20 年 4 月 1 日から、全てのみなさまが安心して医療を受けられる仕組み「国民皆保険」が今後も継続して維持出来る様に、医療保険制度の大きな見直しが行われます。

老人保険制度がなくなり後期高齢者医療制度が創設されます

平成 19 年度までは、国保加入者は 75 歳（一定の障害のある方は 65 歳）になると老人保健で医療を受けていましたが、平成 20 年度からはこれらの方は、国保を抜け後期高齢者医療制度の加入者となります。

これは、各都道府県単位で設置される広域連合が運営をし、保険税額等は広域連合で決める額となります。窓口業務は各市町村が行います。《山梨県後期高齢者医療広域連合（☎ 236-5671）》

国保では下記の自己負担額等が変わります

- ◆ 70 歳以上 75 歳未満の方がお医者さんにかかったときの自己負担額が 1 割から 2 割になります。また、その自己負担額の限度額が引き上げられます。

日付	平成 20 年 3 月 31 日まで	
自己負担割合	1 割	
自己負担限度額	外来（個人ごと） 12,000 円	外来 + 入院（世帯単位） 44,400 円



日付	平成 20 年 4 月 1 日から	
自己負担割合	2 割	
自己負担限度額	外来（個人ごと） 24,600 円	外来 + 入院（世帯単位） 62,100 円

* 現役並み所得者に変更はありません。

- ◆ 医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、それぞれの自己負担限度額を適用後、両方の年間の自己負担額を合算して一定額を超えた場合は超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が始まります。

特定検診、特定保健指導が始まります

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた特定検診、特定保健指導が始まり、国保加入者の 40 歳から 75 歳未満の方は全て検診を受ける事となります。また、必要に応じて特定保険指導をし、メタボリックシンドロームの予防改善により医療費の削減を目指します。

国民健康保険税の算定方法、徴収方法が変わります

後期高齢者医療制度を運営するために、必要な費用「後期高齢者支援金」を国保から負担するため、また特定検診、特定保健指導に必要な費用を確保するため、保険税額の算定方法が変わります。

徴収方法については、世帯内の国保被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満で年額 18 万円以上の年金を受給している場合は国保税が年金から天引きになります。

* 詳細については、国から示され次第お知らせしていく予定です。ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 役場町民窓口課 国民健康保険係（☎ 275-8264）

児童扶養手当を受けているみなさん

～ 8 月は現況届の提出月です～

児童扶養手当を受けているみなさん、8月は現況届を提出する月です。

現況届は、引き続き手当を受ける必要があるかどうかを審査する大切なものです。必ず手続きを行ってください。提出がないと手当を受ける事が出来なくなりますので、ご注意ください。

また、該当者で手当を受けていない方、通知はないが該当すると思われる方は、お問合せください。

*結婚（事実婚を含む）などにより受給資格がなくなった方は、資格喪失届を提出してください。

受付期間 8月6日（月）～10日（金）午前9時～午後7時 **受付場所** 町総合会館ロビー（1階）

持ち物 現況届・手当証書・印鑑・世帯全員の住民票・所得証明書・他個々に必要な書類等

問合せ 役場福祉課 児童家庭係（☎275-8784）

手当額（月額）

区分	全部支給	一部支給
手当額	41,720 円	9,850 円～41,710 円

障害のあるお子さんのための 特別児童扶養手当

心身に障害のあるお子さんの父または母や、父母に代わって
そのお子さんを養育する方に支給される手当です

受給資格

身体や精神に重度、または中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを養育している父母等

1級 … 身体障害者手帳「1級」「2級」と療育手帳「A」、及びこれらと同程度のお子さん

2級 … 身体障害者手帳「3級」の一部、「4級」の一部、療育手帳「B」の一部、及びこれらと同程度の障害を有するお子さん

*ただし、所得制限があります。

手当の額

1級 … 障害児1人につき 50,750 円（月額） 2級 … 障害児1人につき 33,800 円（月額）

手当は、1年に3回、**4月**（12～3月分）、**8月**（4～7月分）、**11月**（8～11月分）に支給となります。

手続き

役場福祉課の窓口で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受ける事により支給されます。

注意事項

次の方は手当を受けられませんのでご注意ください。

*お子さんが施設に入所している時

*お子さんが障害を支給事由とする公的年金を受けている時

現況届をお忘れなく！！

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月1日現在の家庭の状況を届ける事になっています。

届出をしないと受給資格があっても8月分以降の手当を受ける事が出来なくなりますので、ご注意ください。

受付期間 8月13日（月）～9月10日（月） 午前8時30分～午後5時30分

受付場所 役場福祉課（町総合会館内）

問合せ 役場福祉課 障害福祉係（☎275-8784）